様式第７（第31条関係）（平７総府令30・平12総府令94・平15環省令20・平19環省令11・平30環省令８・令２環省令９・一部改正）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第42条第３項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名

生　年　月　日

年　　月　　日発行

環　境　大　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第42条　環境大臣は、第36条第１項、第37条第１項又は第38条第１項の規定による指定又はその変更をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

２　環境大臣は、その職員に前項の規定による立入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

３　第１項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑽　略

⑾　第42条第４項又は第48条の２第４項の規定に違反して、第42条第１項又は第48条の２第１項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。